

株式会社ダイナムジャパンホールディングス

監査委員会

委任事項

(監査委員会規則)

2019年1月25日付けで取締役会により承認される

I. 経緯

株式会社ダイナムジャパンホールディングス（以下「当社」という）の取締役会（以下「取締役会」という）は、2011年9月20日に設置された監査委員会（以下「委員会」という）の現在の監査委員会規程に置き代わるものとして、上記の日付けを発効日とする下記の内容の新しい委任事項を採用することを決議した。

II. 委員会の構成

- A. 委員会の構成は、次の何れも満たすものでなければならない。
 - A.1.1 委員会は、香港証券取引所上場規則（その改正を含む。以下「上場規則」という）に定める非業務執行取締役（以下「非業務執行取締役」という）のみにより構成される。
 - A.1.2 委員会は、取締役会が選定する3名以上のメンバーで構成され、そのうちの最低1名は、上場規則の要件に合致する適切な専門的資格または会計もしくは関連する財務管理の専門知識を有する上場規則に定める独立性の要件を充たす独立非業務執行取締役（以下「独立非業務執行取締役」という）とする。
 - A.1.3 委員会のメンバーの過半数は、独立非業務執行取締役かつ日本法に定める社外取締役とする。
- B. 委員会のメンバーの任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- C. 以前、当社の現在の会計監査人である監査法人のパートナーであった者で、当社の非業務執行取締役でもある者は、(a)その監査法人のパートナーを辞任した (b) その監査法人の金銭的持分を保有しなくなった、のいずれか遅い時期から2年間は委員会のメンバーになることができない。

III. 委員会議長

- A. 取締役会は、独立非業務執行取締役である委員会のメンバーから1名を委員会の議長（以下「委員会議長」という）に任命し、委員会議長の任期は委員会のメンバーが決定する。取締役会の議長は委員会議長となる資格を持たない。委員会議

長が不在の場合は、残りの出席メンバーで独立非業務執行取締役である者の中から委員会議長の職務を代行する者を選任する。

- B. 委員会議長は、委員会の職務範囲に属する事項に関する当社の株主（以下「株主」という）の質問に答えるために、当社の定時株主総会に出席する。

IV. 事務局

当社のカンパニーセクレタリーまたは当社のカンパニーセクレタリーが指名した者が委員会の事務局（以下「事務局」という）となる。

V. 議事

本委任事項に異なる定めがない限り、委員会の会議とその議事は当社の定款および取締役会が随時定める当社の取締役会の会議やその議事に関する他の社内規程にしたがう。

VI. 定足数

委員会の決定における定足数は、議決に加わることができる委員会のメンバーの過半数または取締役会が随時定める過半数を上回る比率とする。定足数を満たして適切に開催された委員会の会議は、委員会に付与されたまたは行使可能なすべての能力、権限、裁量を行使することができる。

VII. 会議の出席

- A. 委員会のメンバーおよび事務局のみが委員会の会議に出席する権利を有する。ただし、適切と考えられる場合は、取締役会の議長、当社および当社子会社の執行役、取締役、監査役、会計監査人、および財務部長、リスク・コンプライアンスの責任者、財務部門の内部監査担当者等の使用人、外部のアドバイザーなどの他の者も委員会の要請にもとづき会議の全部または一部に出席することができる。
- B. 委員会の会議には、必要に応じて、委員会のメンバー以外の者を出席させ、その報告と意見を聞くことができる。委員会から出席を求められた当社および当社子会社の執行役、取締役、監査役、会計監査人および使用人等は、委員会に対し、委員会が求めた事項について説明しなければならない。
- C. 委員会の正式な会議は、出席者がおたがいに会話をやりとりできる電話その他の伝達機器を使って行うことができる。
- D. 会計監査人は、定期的に委員会の会議に招かれ、出席する。

VIII. 会議の頻度

委員会の会議は必要に応じて随時開催できるが、財務報告や監査の周期における重要な期日に合わせ、最低年2回開催されなければならない。委員会議長またはすべての他のメンバーは開催が必要または望ましいと考えたときは、委員会の会議を招集することができる。

IX. 会議の通知

- A. 委員会のいずれのメンバーも委員会の会議を招集することができる。
- B. 特段の合意がない限り、遅くとも会議開催日の7営業日前までに、場所、日時、討議する議題を記した各会議の通知を委員会の各メンバーに送付する。遅くとも会議開催日の3営業日前までに委員会の各メンバーに参考資料を送付する。

X. 会議の議事録

- A. 事務局は、出席者の氏名の記録を含むすべての委員会の会議の議事内容と決議を記録した議事録のドラフトを作成し、会議後合理的期間内に委員会の各メンバーに当該ドラフトを送付してそのコメントを求め、また、記録用に議事録の最終版を送付する。
- B. 事務局は、議事録に委員会の会議に出席した委員会のメンバーの署名または記名押印を得る。
- C. 事務局は、会議の完全な議事録を保管する。

XI. 職務

委員会は次の職務を遂行する。

- A. 当社の会計監査人との関係
 - A.1.1 会計監査人の任命、再任、解任に関して、取締役会および株主に勧告する一義的責任を負う。会計監査人の報酬、契約期間を承認すると共に、会計監査人の辞任または解任の質問に対応する一義的責任を負う。
 - A.1.2 「監査委員会監査基準」にもとづき、会計監査人の独立性および監査プロセスの客観性と有効性を審査、監視する。委員会は監査が始まる前に監査の性格と対象、報告義務について会計監査人と協議する。
 - A.1.3 監査以外の役務の提供を受けるために外部監査人を起用する際の規則を定め、実行する。この条項において、「外部監査人」には、監査法人および監査法人と共通の支配、所有、経営関係を持つ事業体、またはすべての関連情報を知る十分な情報を有する合理的な第三者が「国内または海外において監査法人の一部である」と判断する事業体が含まれる。委員会は、行動または改善が必要なすべての事項を特定し提言をまとめ、取締役会に報告する。

B. 当社の財務情報の審査、検証

B.1.1 当社の財務諸表、年次報告書、半期報告書、（公表するために作成される場合は）四半期報告書の完全性を監視する。これらの文書に含まれる財務報告に関する重要な判断を審査、検証する。これらの文書を取締役に提出する前に審査、検証する際、委員会は特に次の点を重視する。

B.1.1.1 会計の方針、実務における変更

B.1.1.2 判断の対象となる主要な領域

B.1.1.3 監査の結果行われる重要な調整

B.1.1.4 継続企業の前提および適格性

B.1.1.5 会計基準の順守

B.1.1.6 上場基準および財務報告に関連する法的義務の順守

B.1.2 B.1.1に関して：

B.1.2.1 委員会のメンバーは取締役会、上級経営者、当社の会計監査人に任命された公認会計士と連絡を取り合う。委員会は、当社の会計監査人と最低年2回会合を持つ。

B.1.2.2 委員会が報告書に反映されている、または反映されるべき、重要なまたは異常な項目を考慮する際、当社の会計監査人に任命された公認会計士、コンプライアンス責任者が提起している事項を十分考慮する。

C. 当社の財務報告体制および内部統制手続きの監督（日本法下でリスク管理は内部統制制度の一部を構成している。本監査委員会規則中の「内部統制」という用語には、「リスク管理」が含まれるものとする。）

C.1.1 当社の財務管理・内部統制・リスク管理体制を審査、検証する。

C.1.2 効果的な危機管理・内部統制システムを保有するという義務を経営者が確実に履行するよう、危機管理・内部統制体制に関して経営者と協議する。協議の対象には、リソースの充足度、スタッフの資格および経験、教育プログラム、当社の会計・財務報告業務の予算が含まれる。

C.1.3 取締役会が委任した、または委員会が自主的に行った危機管理・内部統制事項に関する主要な調査結果およびそれに対する経営者の対応を検討する。

C.1.4 内部監査機能が存在する場合、社内と会計監査人との協力を確かなものにする。また、内部監査機能に十分なリソースが提供され、当社内で適切に位置付けられるようにする。内部監査機能の有効性を審査、検証、監視する。

C.1.4.1 内部監査部門との連携

- (1) 委員会は、当社および当社子会社の業務および財産の状況の調査その他の監査職務を組織的かつ効率的に遂行できるよう、当社グループの内部監査部門（以下「内部監査部門」という）と緊密な連携を保持する。
- (2) 委員会は、内部監査部門が行った個別監査に関し、内部監査部門から報告を受領したときは、その内容について検証するとともに必要があると認めるときは、追加の指示等を行うことができる。
- (3) 委員会は、内部監査部門に対する指示や内部監査部門からの報告の受領等を監査職務を補助する使用人に行わせる場合、当該使用人から適時かつ適切にその状況および内容等について報告が行われる体制を構築しなければならない。

C.1.5 グループの財務、会計に関する方針と実務を審査、検証する。

C.1.6 会計監査人の改善提案書、会計記録、財務勘定、統制システムに関して会計監査人が経営者に提起した重要な質問と経営陣の回答を審査、検証する。

C.1.7 取締役会が、確実に、会計監査人の改善提案書の中で提起された問題に対して適時に対応するようにする。

C.1.8 第XII条で規定された事項に関して、取締役会に報告する。

C.1.9 取締役会が指定した他の事項を考慮する。

D. 当社の社員との関係

D.1.1 財務報告、内部統制その他の事項における不正の可能性に対する懸念を提起するために、当社の従業員が秘密裏に利用できる内部通報制度等の制度について審査、検証する。委員会は、これらの問題の公正で独立した調査と適切なフォローアップアクションのために、適切な制度が確実に整備されているようにする。

D.1.2 当社と会計監査人の関係を監視する主要な代表機関としての役割を果たす。

E. 取締役会が、会計監査人の選定、任命、辞任、解任に関して委員会と意見が異なる場合は、当社は「コーポレート・ガバナンス・レポート」に、勧告を説明する委員会のステートメントと取締役会が異なる見解を持つ理由を盛り込む必要がある。

F. 委員会は、執行役から計算書類等および事業報告等を、会計監査人から監査報告書を、それぞれ受領する。

G. 委員会は、会計監査人から受領した監査報告書および執行役から受領した事業報告等を監査した後、監査委員会監査報告書を作成して執行役に提出し、かつその謄本を会計監査人に交付する。

G1. 委員会が作成すべき監査報告書には、以下に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会計監査人の監査の方法または結果を相当でないと認めたときは、その旨および理由ならびに委員会の監査の方法の概要または結果

- (2) 会計以外の業務の監査の方法の概要
- (3) 委員会の職務の遂行のために必要なものとして取締役会で決議された事項につき、その内容が相当でないとするときは、その旨および理由
- (4) 事業報告が法令および定款に従って会社の状況を正しく示しているか否か、剰余金の配当等に関する議案が会社財産の状況その他の事情に照らし著しく不当であるときはその旨、および監査のために必要な調査を実施できなかったときはその旨および理由
- (5) 附属明細書に記載すべき事項の記載がなく、または不実の記載が存在し、あるいは会計帳簿、貸借対照表、損益計算書または事業報告の記載もしくは記録と合致しない部分があるときは、その旨
- (6) 取締役または執行役の職務遂行に関して不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- (7) 子会社に対し営業の報告を求め、または子会社の業務および財産の状況の調査をしたときは、その方法および結果

G2. 委員会のメンバーは自己の意見を監査報告書に付記することができる。

G3. 監査報告書には委員会の各メンバーが署名または記名押印する。

H. 取締役会が権限付与するその他の職務

XII. 報告責任および差止請求権

- A. 委員会議長は、委員会の職務と責任の範囲に属するあらゆる事項に関する各会議の後、議事内容を正式に取締役会に報告する。
- B. 委員会は、その職務の範囲内の領域において行動または改善が必要と思われる場合には、適切と思われる勧告を取締役会に行う。
- C. 委員会は、当社の取締役または執行役が当社の定款または香港もしくは日本の関連法に違反するまたはその恐れがある不正行為にかかわった、またはかかわった可能性があることを知った場合は、遅滞なく、取締役会に報告する。
- D. 委員会のメンバーは、執行役または取締役が当社の定款または香港もしくは日本の関連法に違反する行為をし、またはこれらの行為をする恐れがある場合において、当該行為によって当社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該執行役または取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

XIII. 権限

委員会は次の権限を有する。

- A. 該当する子会社が日本の会社法（2005年日本法第86号）（以下「会社法」という）第405条3項にもとづき情報を提供しないことが正当化される場合を除き、委員会の職務を遂行するために当社またはその子会社の社員から必要な情報を求める。

- B. 当社の費用で、当委任事項が対象とする事項に関する法務その他の外部の専門家の助言を得る。
- C. 必要な場合、委員会の会議で査問するために、社員を呼ぶ。

XIV. 当社と当社の取締役および執行役との間の訴訟

- A. 委員会は、その決議により、当社と取締役・執行役（取締役・執行役であった者を含む。以下同じ）間の訴訟について会社を代表する委員会のメンバーを指名することができる。当該訴訟の当事者は、本項に基づく当社の代表者として指名されない。
- B. 前項に基づき指名された委員会のメンバーは、以下のために当会社を代表する。
 - (1) 株主から取締役または執行役に対する責任追及訴訟の提起の請求を受けるため
 - (2) 上記責任追及訴訟を提起する旨の請求を電磁的方法で行うことについて承諾を行うため
 - (3) 会社法第849条第3項に基づく株主からの訴訟告知、または、会社法第850条第2項に基づく裁判所からの和解の内容通知を受領するため

XV. その他の事項

- A. 委員会は、最も効果的に委員会が運営されるよう、最低年1回、委員会の成果、構成、委任事項を検証し、何らかの変更が必要と思われる場合は承認を得るべく取締役会にその旨を勧告する。
- B. 委員会は、本委任事項を公開するとともに、取締役会が委員会に委託した役割と権限を説明する必要がある。
- C. 委員会は、職務の遂行に十分なりソースの提供を受けるものとする。

制定・改廃

1. 2012年 5月24日 制定
2. 2012年 6月20日 改正
3. 2012年 11月27日 改正
4. 2014年 11月27日 改正
5. 2016年 4月26日 改正
6. 2019年 1月25日 改正